

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、香川県収用委員会事務局において保管してあるので、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第2項の規定により公告する。

平成21年6月2日

香 川 県 収 用 委 員 会

1 書面の種類

平成21年5月26日付け権利取得及び明渡しに係る裁決書の正本

2 送達を受けるべき者の氏名及び住所

土地所有者不明

ただし、土地登記名義人（亡）富岡安藏（土地登記簿上の氏名 富岡安藏）の相続人

3 書面の受領等

当委員会事務局にて、送達すべき事項を記載した書面の交付を受けること。

受領しないときは、平成21年6月23日をもって送達があったものとみなされる。

なお、相続人のうち送達すべき場所が判明している者については、既に書類を送達済のため対象外とする。